

一般社団法人日本神経学会認定更新に関する規程

平成4年4月1日制定

平成28年11月12日改正

1. 日本神経学会（以下「本学会」という）は本学会専門医のレベル保持のため、次の方式により認定更新制を施行する。
2. 認定更新手続き
 - 1) 本学会専門医は本規定施行後、または認定を受けた後5年を経た時に、認定更新の審査を受けなければ、引き続いて本学会専門医を呼称することはできない。
 - 2) 取得単位が規定の単位に満たない場合は、認定更新手続き保留願（様式参照）を専門医認定委員会認定更新小委員会（以下「認定更新小委員会」という。）に提出することにより認定更新の期限を1年間に限り延長できる。更新手続き保留期間中の専門医呼称は可能である。保留を願い出なかった場合、または保留期間中に必要基準を満たせない場合は、専門医資格を停止する。停止期間中は専門医を呼称することはできない。停止期間は最大3年とする。保留または停止期間中に規定の単位を取得できた場合は次年度より専門医資格を回復する。停止が3年を超える場合は、専門医資格を喪失する。
 - 3) 海外留学、病気その他認定更新小委員会が妥当と認める理由があれば、その期間を認定更新に必要な期間から除外することが出来る。認定更新期間延長願（書式例参照のこと）を予め提出し、同時にその間の年会費を納入すること。（帰国後は直ちに学会事務局まで、その旨を報告のこと。）

認定更新手続き保留願

書式例（A4サイズにて提出してください。）

年 月 日提出
日本神経学会認定更新小委員会殿
認定更新手続き保留願
標記の件、認定更新期間中の取得単位が規定の単位に満たないため、1年間、認定更新手続きの保留を願い出ます。よろしくお願ひ申し上げます。
記
氏 名 :
(自署)
生 年 月 日 :
会 員 番 号 :
専 門 医 番 号 :
所 属 機 関 :
現在の認定期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日

認定更新期間延長願

書式例 (A4サイズにて提出してください。)

年 月 日提出

日本神経学会認定更新小委員会殿

認定更新期間延長願

標記の件、下記の期間、下記研究機関に海外留学・出張いたしますので、留学先の受書・在籍証明書(写)をそえてお届けいたします。 よろしくお願い申し上げます。

記

氏 名 :

(自署)

生 年 月 日 :

会 員 番 号 :

専 門 医 番 号 :

国内の所属機関 :

国内の連絡先(住所) :

留 学 先 :

留学時の連絡先(住所) :

留 学 期 間 : 年 月 日 ~ 年 月 日

3. 認定更新は、認定更新小委員会が申請者の資格申請を行い、その後理事会が認定する。
4. 認定更新手続は、その年度に更新の審査を受けるべき該当者に対して、認定更新申請に必要な提出書類や申請期間を記載した文書を郵便にて送付する。
5. 公告の記載事項に該当する専門医は、公告に従い所定の書類を添付して認定更新の申請をしなければ、認定の更新を受けることはできない。
6. 認定更新の単位の取得総数は5年間に50単位とし、そのうち30単位以上は、本学会学術大会、本学会地方会および本学会または本学会地方会が主催(他学会とのとの共催を含む)する生涯教育講演会への参加取得を必須とする。
平成16年より、一般社団法人日本内科学会の認定内科医資格とその更新を必須とする。
なお、取得単位は次の更新期間への繰り越しは認めないものとする。
7. 取得単位の対象となる企画と参加単位は、次により計算する。ただし、これにより難い特別の事情があると認められる場合、別に定めることができる。
 - 1) 学術・教育集会
 - ① 本学会学術大会への参加は7単位、演者(共同演者は除く)は3単位加算する。
 - ② 本学会地方会への参加は3単位、演者(共同演者は除く)は2単位加算する。
 - ③ 関連国際学会(*1)への参加は4単位とする。

- ④ 日本医学会総会への参加は4単位とする。
- ⑤ 日本医学会加盟およびそれに準ずる学会で本学会が認めるもの（*2）への参加は次のとおりとする。
 - （イ） 総会 2単位
 - （ロ） その他これに準ずるもの 1単位

2) 生涯教育講演会

- ① 本学会または本学会地方会が主催する生涯教育講演会（他の学会との共催セミナーを含む。）
 - イ 次に掲げる単位数を基準とし、生涯教育講演会ごとに、申請に基づき認定更新小委員会が審査のうえ付与する単位数を決定する。

ただし、従前から実施してきた生涯教育講演会（レクチャーで45分、4コマ以上）については、4単位とする。

- イ) レクチャー 教育講演時間1時間当たり 1単位
- ロ) ハンズオン 教育講演時間1時間当たり 1単位

なお、1日当たりの単位数の上限は、7単位とする。

- ロ すでに承認を得た教育講演会の単位数付与の申請については、次回以降教育講演時間を含む企画内容に変更がない場合は、省略することができる。
- ② 本学会または本学会地方会以外の団体が主催する次に掲げる生涯教育講演会 1単位
都医学研夏セミナー「臨床教育コース神経病理ハンズオン」

3) 論文掲載（Letter to the Editor は含みません）

- ① 本学会機関誌「臨床神経学」および「Neurology and Clinical Neuroscience」の掲載論文については、筆頭者は10単位、共著者は2単位とする。
- ② 関連国内学術誌（*3）への掲載論文については、筆頭著者は5単位、共著者は1単位とする。
- ③ 関連国際誌（*4）への掲載論文については、筆頭著者は10単位、共著者は2単位とする。
上記①、②、③については、更新の際証拠書類（別刷、コピー可）が必要。

8. 取得単位の集計方法

- 1) 本学会が企画する学術大会・地方会および生涯教育講演会、については、開催当日に会場にて交付される単位登録票により、事務局にてそのつど登録するので証拠資料は不要とする。
- 1の2) 日本医学会加盟およびそれに準ずる学会で本学会が認めた次の学会の単位登録については、前記1)を準用する。

日本末梢神経学会、新潟神経学夏期セミナー、日本神経感染症学会、日本神経免疫学会、日本神経病理学会関東地方会、臨床神経病理懇話会、中国四国脳卒中研究会、都医学研夏のセミナー、日本脳卒中学会、日本脳神経超音波学会、日本神経病理学会、パーキンソン病・運動障害疾患コンgres、日本栓子検出と治療学会、日本自律神経学会、日本認知症学会、日本臨床神経生理学学会、日本神経治療学会、日本頭痛学会

- 2) 1)、1の2)以外の取得単位については、各人が認定更新申請時に証拠となる資料を添付して提出する。

*1 関連国際学会とは次の通りである。

世界神経学会、アジア大洋州神経学会、国際神経・筋学会、国際自律神経学会、国際神経病理学会、国際臨床神経生理学会、国際脳卒中学会、国際小児神経学会、アジア太平洋脳卒中学会、国際人類遺伝学会 その他これに準ずるもの

*2 日本医学会加盟およびそれに準ずる学会で本学会が認めるものは、次の通りである。

日本内科学会、日本老年医学会、日本自律神経学会、日本脳卒中学会、日本リハビリテーション医学会、日本臨床神経生理学会、日本神経心理学会、日本高次脳機能障害学会、日本神経病理学会、日本小児神経学会、日本神経科学学会、日本神経化学会、日本認知症学会、日本神経眼科学会、日本脳循環代謝学会、日本平衡神経学会、日本神経治療学会、日本てんかん学会、日本精神神経学会、日本末梢神経学会、日本脳神経超音波学会、日本頭痛学会、日本脳神経 CI 学会、日本アフェレシス学会、日本神経感染症学会、日本神経免疫学会、日本脊髄障害医学会、日本ヒト脳機能マッピング学会、パーキンソン病・運動障害疾患学会、日本栓子検出と治療学会、日本睡眠学会、日本神経精神医学会、日本心血管脳卒中学会、日本神経精神薬理学会、日本ボツリヌス治療学会、日本難病医療ネットワーク学会、日本ニューロリハビリテーション学会

その他これに準ずるもの

「脳のシンポジウム」、新潟神経学夏期セミナー（新潟大学脳研究所主催）、日本神経病理学会関東地方会、東北神経病理研究会、臨床神経病理懇話会、中国四国脳卒中研究会、日本神経病理学会北海道地方会、Nagano Neurology Conference、NeuroMuscular Conference

*3 関連国内学術誌とは次の通りである。

日内会誌、日老医会誌、自律神経、脳卒中、リハ医学、脳波と筋電図、神経心理、失語症研、神経病理学、脳と発達、神経眼科、神経内科、神経進歩、脳神経、内科、医学のあゆみ、臨脳波、CI 研究、神経治療、精神誌、神経超音波医学、
Clin Neurosci, Intern Med, Psychiatry Clin Neurosci
その他これに準ずるもの

●配列順不同

略称は

和名雑誌：医学中央雑誌 1996 年、またはその雑誌の指定する略称による。

欧文名雑誌：Index Medicus, 1991 年に準ずる

*4 関連国際誌とは、次の通りである。

Acta Neurol Scand, Acta Neuropathol (Berl) ,
Ann Neurol, Arch Neurol,
Brain, Brain Res,
Cortex,
Electroencephalogr Clin Neurophysiol,
Eur Neurol, Headache,
J Auton Nerv Syst, J Neurol,

J Neurol Neurosurg Psychiatry,
J Neurol Sci, J Neuropathol Exp Neurol,
Muscle Nerve,
Neurology, Neuromusc Dis, Neurosci Res,
Rev Neurol (Paris) ,
Stroke

その他これに準ずるもの

9. 認定内科医の更新

日本内科学会の方針に従う。

平成 16 年より、認定内科医資格とその更新が必要となり 5 年間で日本内科学会主催企画で 25 単位以上の取得が別途必要で、認定更新の保留はない。

10. 本規定に改正については、認定更新小委員会の審議を経たうえで、理事会の承認を得るものとする。

附則

1. 本規定は、平成 4 年 4 月 1 日より施行する。
2. 本規定は、平成 19 年 5 月 17 日より施行する。
3. 本規程は、平成 23 年 7 月 16 日から施行する。
4. 本規程は、平成 24 年 1 月 27 日から施行する。
5. 本規定は、平成 25 年 4 月 13 日から施行するものとし、平成 24 年 7 月 21 日以降開催する学術・教育集会及び生涯教育講演会から適用する。
6. 本規程は、平成 25 年 5 月 29 日から施行する。
7. 本規程は、平成 27 年 5 月 20 日から施行する。
8. 本規程は、平成 27 年 10 月 17 日から施行する。
9. 本規程は、平成 28 年 7 月 16 日から施行する。
10. 本規程は、平成 28 年 11 月 12 日から施行する。